

合併処理浄化槽 転換補助金

最大
76
万円

生活排水による河川等の水質汚濁を防止するため、既存の単独処理浄化槽又は汲み取り便槽から合併処理浄化槽に転換する人に対して補助をします。

月中川流域（東平の一部）の場合、補助金額は **最大76万円**
環境基準（BOD）非達成の河川流域の場合、補助金額は **最大56万円**
水質が良い地域の場合、補助金額は **最大36万円**

令和8年度より、
3年間の期間限定で、
月中川流域の補助金額
を大幅に増額します！

受付（令和8年度）：令和9年1月15日（金）まで

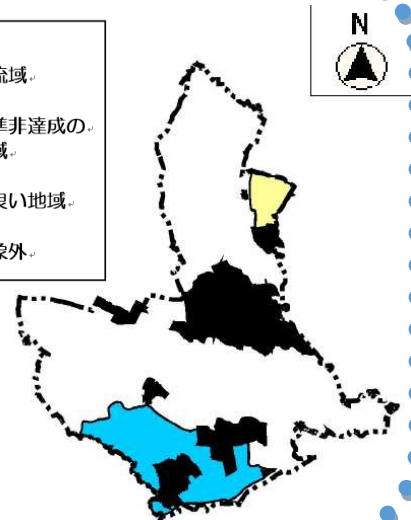
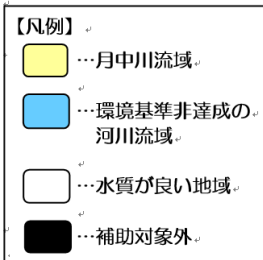
- 予算には限りがあります。早期の申請をお勧めします。
 - 工事を始める前に申請が必要です。
 - 補助には各種要件があります。
 - ・10人槽以下で専用住宅に設置すること。
 - ・放流先の管理者との協議が整っていること。
 - ・過去に同様の補助を受けていないこと。
- ※その他の要件や制度の詳細は、市ホームページをご参照ください。

◆令和8年度から変わります

水質汚濁が著しい月中川流域において合併処理浄化槽への転換を促進するため、設置費補助金額を増額します。

浄化槽の大きさによる区分から、地域による区分に変わります。

月中川流域（東平の一部） **最大76万円**
環境基準（BOD）非達成の河川流域 **最大56万円**
水質が良い地域 **最大36万円**



【お問い合わせ】 東松山市役所 環境センター
(市野川浄化センター管理棟2階(山崎町22-1))
TEL 0493(24)2888 Fax 0493(24)8367



市HP